

二・將軍家鷹狩りの立寄り先

加藤 幸一

鷹狩とは、飼い慣らした鷹を野や山で放って野鳥や地上の小動物を捕らえる狩猟のことである。

徳川家康は若いころから野山での鷹狩を好んだ。関東入国しても支配する領国各地を鷹狩と称して盛んに巡廻していた。將軍になっても岩槻城、川越城、忍城などを鷹狩の休泊所として使ったり、各巡廻先の御殿や寺社や権力のある土豪の屋敷を休泊所に宛てることもあったようだ。この家康の鷹狩による巡廻は、その後の將軍に受け継がれた。

越谷市内の鷹狩りに伴う休泊所としてまず挙げられるのが、家康によってこよなく愛された越ヶ谷御殿であろう。また、屋敷地の元荒川まで続く北側部分をその越ヶ谷御殿の土地として幕府に献上した会田出羽家(資久)も挙げられる。寺院に関しては徳川家の浄土宗の菩提寺(増上寺や寛永寺)との縁もあって、同じ浄土宗の寺院に天嶽寺(花田の周りを迂回して流れていた元荒川を直流にするために幕府に土地を差し出している)や「御殿境内」と刻まれた石塔が残る林泉寺などが挙げられる。浄土宗以外では家康が泊まったとされる時の夜具が残る大聖寺も挙げられる。

五代將軍徳川綱吉になると、「生類憐みの令」によって鷹狩りは中止されたが、八代將軍吉宗の享保の改革の頃になると、再び復活する。その中で、享保3(一七一八)に今までの鳥見(將軍の鷹場を管理し、密猟の禁制や鷹狩りをする際の準備にあたった)の仕事をする「郷鳥見」の名称が「野廻り」に変わる。

越谷市内で幕府の捉飼場と呼ばれた鷹場の野廻りを務めた家は、地元の百姓の有力者である増林村の榎本熊蔵、西新井村の新井栄次、小林村(現在の東小林)の会田佐源次の邸宅である。幕府の公儀鳥見と同じく密猟者の摘発、鴨場の整備が主な任務であった。他に幕府領・大名や旗本などの

私領・寺社領の別なく、一円に設定された鷹場の監視役もして、地元では大きな権力を持ち、浮浪人の取り締まりや警察的な仕事も果たしていた。

將軍は、鷹狩りの途中に前記榎本家をはじめ野廻りの家にも訪れたに違いない。新井家には、享保年間に栄次が使ったと思われる十手が大切に保管されている。

鷹場が水没しないように瓦曾根溜井の水位を見守る仕事も必須とされた(注)。その役目を担ったのが溜井際に居宅を持つ会田佐源次だと推測できる。

松の木があるので通称「松の木さん」と呼ばれ、屋号は近くに元荒川の「堰杵」(水門)があるので、「堰杵さん」とも呼んでいた。

(注) 元和元年(一六一五)十一月月に溜井(慶長年間に水を止めて作られたと推定されている瓦曾根溜井をさす)の水があふれて(竹内誠・本間清利共著「わが町の歴史越谷」93頁参照)鷹場が浸水し、大御所家康の鷹狩りができなかつたとしてこの地の助太夫という代官が改易に処せられたことがある。この代官が会田出羽家の会田資勝と推定されている(「わが町の歴史越谷」70頁参照)。

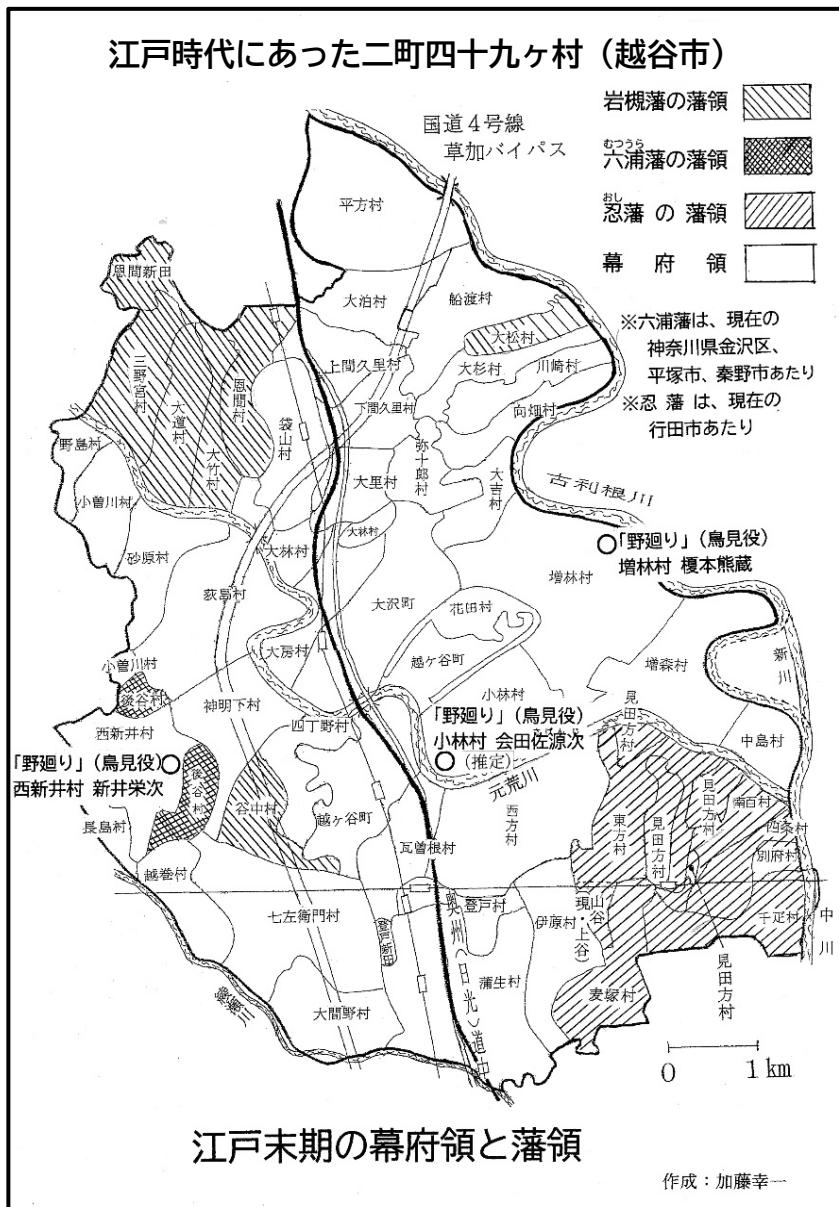
過去に鷹場の浸水があつて、それがもとで溜井の監視を続けるため会田佐源次は溜井のそばに居を構えたのであろう。

右の(注)について本間清利著『御鷹場』23頁を引用して原文を出して詳細を述べると次の通りである。ルビヤ「内はわかりやすくするために加藤幸一が加筆した。

【また元和元年(一六一五)十一月十日から十五日まで越ヶ谷御殿に滞在中の時」、越ヶ谷放鷹の際、「瓦曾根溜井の水があふれて」御狩場に満々と水がたたえられていて、鷹狩りができなかったのに「大御所の家康は」機嫌



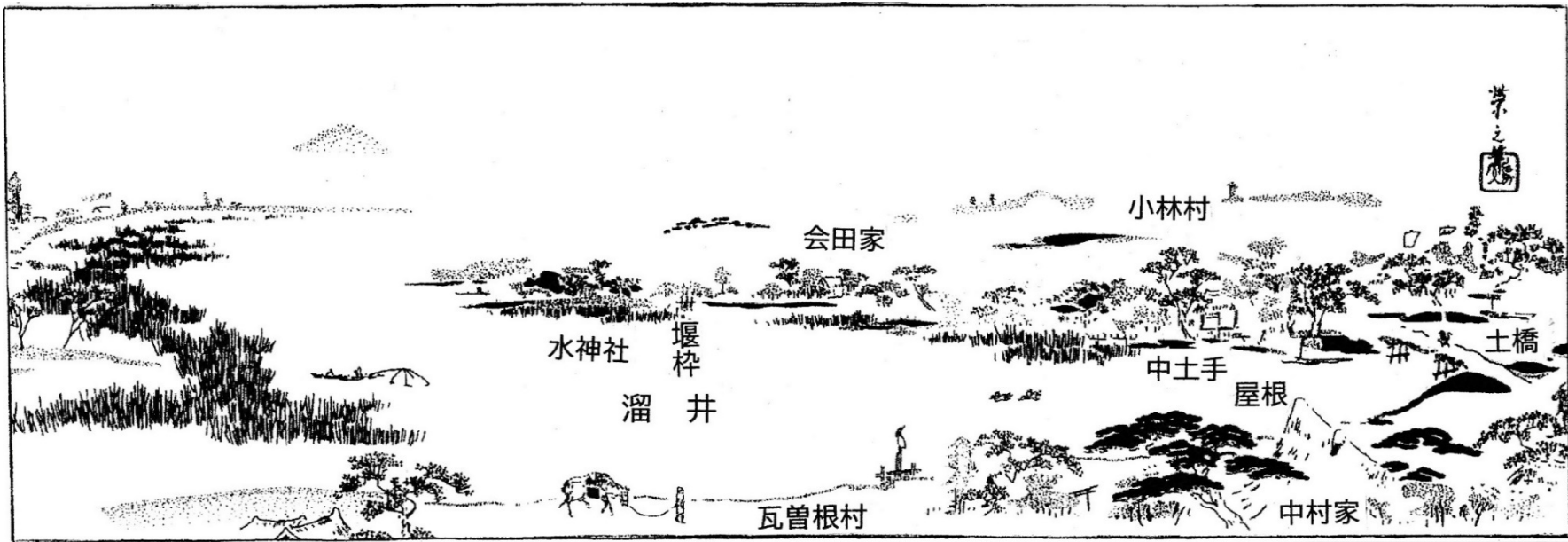
新井家の十手



を損じ、その地の「助太夫」という名の「代官が勘当」「叱責」されている。これに關しては、『本光国師日記』によると、「將軍（秀忠）が鳥見に遣わした助太夫と申者」を「御改易」「罷免」にし、「鷹場に事の外水をせき入、新「瓦曾根溜井を慶長年間に」ひらき「開き」など仕候故と相聞申候、其上先年「以前の年に」御鷹野「鷹狩り」の時、袴かたぎぬ「肩衣」にて御目見、鳥見の服装」に似合しからぬいでたち「出立ち」姿」と「大御所の家康より」おしかりあり、其人「助太夫」又当年「この年」御鳥見に出候、其御とがめと、爰元「拙者、わたくし」にての御沙汰「裁断」にて候」とある。すなわち、先年鳥見役に不似合いな装束で家康に御面会し、さらにこの度の狩場水堰一件で改易に処せられたというわけである。】（『御鷹場』）

※家康は慶長十年（一六〇五）に秀忠に將軍職を移した。家康は建前上隠居し、「駿府の大御所」と呼ばれた。

鳥文齋栄之の『瓦曾根溜井図』



上図は加藤が模写した江戸時代の「瓦曾根溜井図」だが、溜井の手前は瓦曾根村、対岸は中土手、更にその奥は小林村になる。

向かって右端に溜井を渡す土橋（瓦曾根橋、溜井橋とも。戦後は平和橋と改称、その後は撤去）がある。手前に見える屋根と松の大き木は瓦曾根の名主中村家であり、その対岸は川の間にある中土手がある。土橋を渡ると中土手には河岸場の建物が見られる。

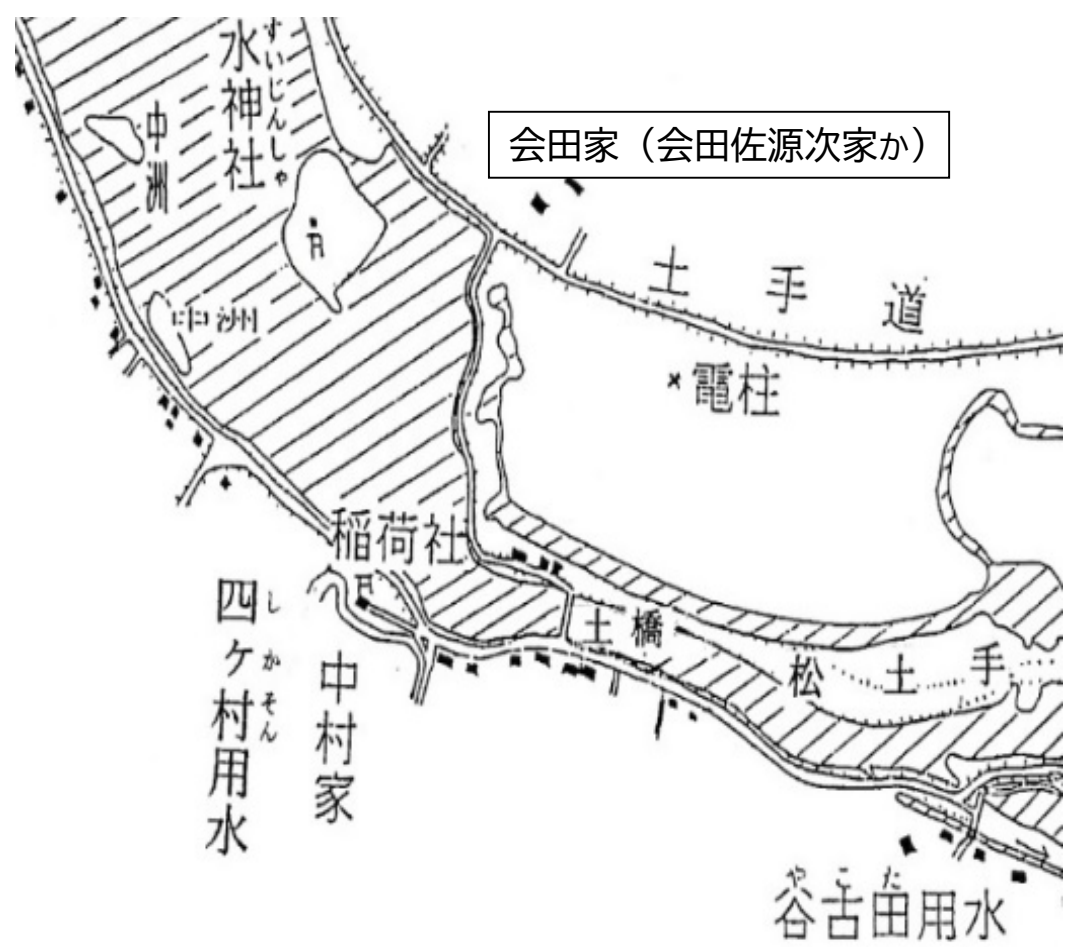
中土手の小道を西に進むと対岸の小林村に入る。そこには小林村の人里離れた溜井のそばの家が見られる。鷹見の役を受け持つ「野廻り」の会田佐源次の家と思われる。鷹狩りの鷹場が水浸しにならないよう溜井の水位を常に監視するため溜井のそばに居宅を設けたのであろう。



上図では、溜井の水位調節のための堰枠が会田家と水神社のある小島との間に描かれている。

左の大正8年の地図では、会田家の2棟の建物が描かれており、周辺には民家が全くない一軒家であることがわかる。

江戸時代の名残がある大正8年の地図（部分）



『埼玉縣北葛飾郡松伏溜井 葛西用水路ヲ経テ 同縣南埼玉郡瓦曾根溜井間
きたかつしかぐんまつぶしだめい かさい ようすいろ どうけんみなみさいたまぐんかわらぞねだめい かん
 現状図』（大正八年七月測量製図 鑑定人 木邑富蔵 坂本茂一郎）のうち
 第三号の地図をもとに作成 作成者 加藤

以上の他に、増森村の元荒川そばにある松井家（「清学院」せいがくいん）も挙げられると思われる。松井家には承応3年（一六五四）に亡くなられた先祖の墓石がある。また、次の内容の言い伝えがある。

清学院の本尊は不動明王であり、先祖が大坂から笈に入れた不動明王像を背負ってこの地にやってきたとの言い伝えが残る。その時に刀などを所有していたということから武士の出身と思われる。そしてこの地域の開発に携わったのであろう。後に「清学院」と呼ばれ「松井大学」として学問を教える家柄となった。

松井家は昔から長屋門のある格式のある家で、初代將軍の徳川家康をはじめ七代までの將軍の名前が一つの位牌にまとめて列挙されている。位牌の正面には「東照宮大権現家康公」と刻まれ、裏側には徳川家將軍二代から七代までの名前が刻まれている。松井家はこの位牌により、古くから徳川將軍家との関わりがあり、位牌の最後に刻まれた七代將軍の次の在職の八代將軍吉宗に至るまで関わりが続いていたと思われる。

松井家側の元荒川には古くから船着き場があり、地上に上がると目の前に松井家の長屋門が見られる。東側には、くぐり戸付きの黒門もあった。

鷹狩りには便利な地の利である。將軍が船から松井家に入り、増森や増林方面で鷹狩りを始める前の休泊所としてこの松井家が使われたと思われる。松井家に伝わる伝承として、昔は松井家に接する元荒川の船着き場から偉い人が訪れていたといい、居宅内にも多くの部屋があったという。おそらく式台付き玄関も備えていたのであろう。偉い人とは当時の幕府の役人などであり、八代將軍吉宗以前は鷹狩りに立ち寄った徳川將軍も含むと推測される。今後さらに解明をしていきたい。

※敷地内、無断での立ち入りはできません。



《松井家に伝わる徳川家代々の将軍の位牌》(高さ35センチ・初代〜七代)

〔表〕

□□□□□□□□

東 照 宮 大 権 現 家 康 公

四月十七日

〔裏〕

台徳院殿秀忠公 正月廿四日 常憲院殿綱吉公 正月十日

(梵字「ア」) 大猷院殿家光公 四月廿日 文照院殿家宣公 正月十四日

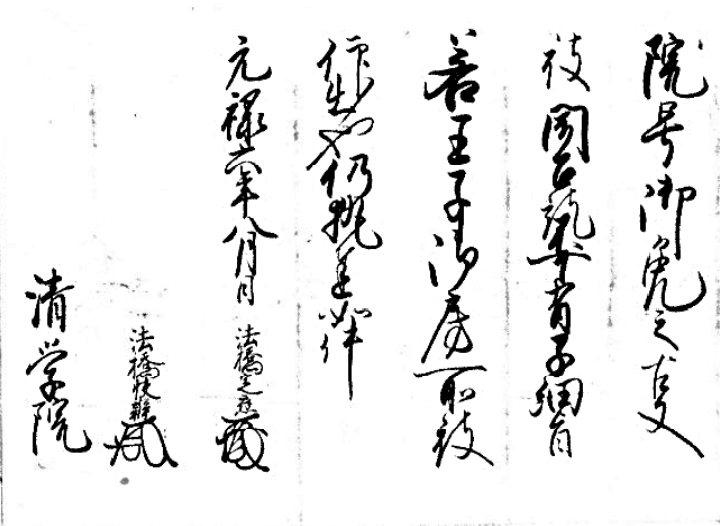
徹有院殿家綱公 五月日 有章院殿家継公 四月廿九日

※家宣公の正月十四日は十月十四日の誤り

※右記の位牌は、八代将軍吉宗の頃(享保年間)であろう。

《松井家の院号を承った「清学院」》

左の「院号御免之事」により、松井家が「清学院」という院号を初めて承ったのは元禄六年(一六九三)年のことである。「御免」とは、御上のお許し、則ち免許の尊敬語である。解説は加藤幸一



院号御免之事

被聞召訖、不可有子細旨、

若王子御房所、被

仰出也、依執達、如件、

元禄六年八月日

法橋快辨(花押)

清学院